

平成 22 年 8 月 16 日

## スクーバダイビング用ナイトロックス・ガスに関する規制について

経済産業省  
原子力安全・保安院  
保安課

容器保安規則等の一部を改正する省令(平成 22 年 8 月 16 日公布、平成 22 年経済産業省令第 49 号)の制定(平成 22 年 9 月 16 日施行予定)により、スクーバダイビング用として今後の普及が見込まれるナイトロックス・ガスについて、高圧ガスとしての保安確保の観点から必要な規制を行います。ついては、下記の変更点及び留意点について、貴協会会員等に対し周知していただきますようお願いいたします。

### 1. 変更点

- (1) ナイトロックス・ガスについて、販売する際に災害の防止に必要な事項を周知させるべき高圧ガスとして指定しました。

#### ○関係条文抜粋

##### 一般高圧ガス保安規則

(周知させるべき高圧ガスの指定等)

第 39 条法第 20 条の 5 第 1 項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 四 スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の 98 パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の 21 パーセント以上のもの(前号に掲げるものを除く。)

- (2) アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器について空気又はナイトロックス・ガスを充てんするためのものとする用語の定義の改正を行いました。

#### ○関係条文抜粋

##### 容器保安規則

(用語の定義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十七の四 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器アルミニウム合金で製造された継目なし容器であつて、スクーバ用として空気又は一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 39 条第 1 項第 4 号に定めるガスを充てんするためのもの

### 2. 留意点

- (1) 平成 22 年 9 月 16 日から、ナイトロックス・ガスを販売する者は、購入者に対して、災害の発生を防止するために必要な事項を記載した書面を配布し、その内容を周知させなければなりません。
- (2) アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器にナイトロックス・ガスを充てんする場合には、平成 22 年 9 月 16 日から平成 22 年 12 月 31 日(ただし、12 月 31 日において、前回の容器検査又は容器再検査の実施日の前月末から 1 年 1 ヶ月を経過していないものについては、1 年 1 ヶ月を経過する日)までに、当該容器について容器再検査を受けるとともに、SCUBA と刻印する必要があります。
- (3) 上記(2)の平成 22 年 9 月 16 日以降の容器再検査を受け、SCUBA と刻印するまでの間は、ペイントなどで、容器にはっきりとわかりやすく SCUBA と表示してください(表示されていない場合にはナイトロックス・ガスを充てんできません)。文字が消えてしまった場合には再度表示してください。文字の大きさは、縦・横 5 センチメートル程度を目安としてください。

○ 容器保安規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）

改正案	現行
<p>（用語の定義）            第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            一〜十七の三 （略）            十七の四 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 アルミニウム合金で製造された継目なし容器であつて、スクーバ用として空気又は一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第三十九条第一項第四号に定めるガスを充てんするためのもの            十八〜三十四 （略）</p>	<p>（用語の定義）            第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            一〜十七の三 （略）            十七の四 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 アルミニウム合金で製造された継目なし容器であつて、スクーバ用として空気を充てんするためのもの            十八〜三十四 （略）</p>

改正案

2 (略)		<p>（周知させるべき高圧ガスの指定等） 第三十九条 法第二十条の五第一項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素</p> <p>二 在宅酸素療法の液化酸素</p> <p>三 スクーバダイビング等呼吸用の空気</p> <p>四 スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の九十八パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の二十一パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）</p>
<p>別表第一（第三十五条第一項関係）</p> <p>検査項目</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 製造設備が第八条第三項に規定する移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第八条第三項第五号のコールド・エバポレー</p>	<p>完成検査の方法</p> <p>(略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 移動式製造設備の停止場所とコールド・エバポレータとの距離を目視又は図面その他の書面により検査する。</p>	

現行

2 (略)		<p>（周知させるべき高圧ガスの指定等） 第三十九条 法第二十条の五第一項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素</p> <p>二 在宅酸素療法の液化酸素</p> <p>三 スクーバダイビング等呼吸用の空気</p> <p>（新設）</p>
<p>別表第一（第三十五条第一項関係）</p> <p>検査項目</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 製造設備が第八条第三項に規定する移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第八条第三項第五号のコールド・エバポレー</p>	<p>完成検査の方法</p> <p>(略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 移動式製造設備の停止場所とコールド・エバポレータとの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面に</p>	

<p>タと移動式製造設備との距離</p>	<p>備考 一・二 (略)</p>
<p>別表第三(第八十二条第三項関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製造設備が第八条第三項に規定する移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 第八条第三項第五号のコールド・エバポレータと移動式製造設備との距離</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>(略)</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 移動式製造設備の停止場所とコールド・エバポレータとの距離を目視又は図面その他の書面により検査する。</p>

<p>タと移動式製造設備との距離</p>	<p>備考 一・二 (略)</p>
<p>別表第三(第八十二条第三項関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製造設備が第八条第三項に規定する移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 第八条第三項第五号のコールド・エバポレータと移動式製造設備との距離</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>(略)</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 移動式製造設備の停止場所とコールド・エバポレータとの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、適切な距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。</p>